

# まことひがしふかい保育園 重要事項説明書

2024年7月1日

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人まこと鳴滝会
事業者の所在地	和歌山県和歌山市園部 381 - 28
電話番号	073-455-6469
代表者氏名	理事長 富森 義登

### (2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	まことひがしふかい保育園							
所在地	千葉県流山市東深井字宿東 50-2							
連絡先	電話：04-7179-5317 FAX：04-7179-5318							
施設長氏名	園長 羽田 桂子							
開設年月日	2024年 4月 1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	6人	9人	9人	12人	12人	12人	60人
当園の基本理念・運営方針	<p>○保育理念</p> <p>豊かな広い心の人間性を培い、人格形成を養う事をモットーとし、大切な資質向上の人格形成を高め、行き届いた物的環境を基本として、社会へ貢献できる大人への第一歩を造り、本質的な幼児教育を目指す。</p> <p>○保育方針</p> <p>心身共に健やかな育成を図り、社会人としての基礎を作る。</p> <p>情操教育を高め、個性豊かで、未来へ向かっての前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばす保育を目指す。</p> <p>○保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・強くたくましい子ども</li><li>・よく考え正しい行動のできる子ども</li><li>・思いやりのある子ども</li><li>・生き生きとチャレンジ精神のある子ども</li></ul>							

### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	689.73 m <sup>2</sup>
	園庭	156.14 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造 2 階建て
	延べ	269.84 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0 歳児クラス
ほふく室	1 室	1 歳児クラス
保育室	4 室	2 歳児～5 歳児クラス
沐浴室	1 室	0 歳児クラス内
調乳室	1 室	0 歳児クラス内
園児用トイレ	2 室	各階に設置
職員用トイレ	3 室	1 階 2 か所、2 階 1 か所
調理室	1 室	園内での給食調理
事務室	1 室	医務コーナー設置
更衣室	1 室	職員用
休憩室	2 室	職員用、調理員用
相談室	1 室	面談等で活用
倉庫	1 室	
エレベーター	1 台	

(5) 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	園の運営管理全般を行います。
主任保育士	1人	1人	人	園長の補佐、保育計画、子育て支援を行います。
保育士	6人	6人	1人	保育計画及び、充実した活動が出来るよう保育を行う。
保育補助者	2人	1人	1人	保育士の補助を行います。
栄養士	1人	1人	人	給食献立の作成、栄養管理を行います。
調理員	3人	人	3人	給食の調理全般を行います。
嘱託医	2人	人	2人	嘱託内科医、嘱託歯科医
看護師	1人	1人	人	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行います。
用務員	1人	人	1人	園内の清掃、登降園時の見守りを行います。

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：午後6時00分～午後8時00分
	保育短時間	朝：午前7時00分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後8時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後8時00分
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

## (7) 利用料等 (別表 1 参照)

## (8) 支払方法

保育にかかる実費費用を負担していただきます。お支払については、毎月 20 日の口座振替となります。3 歳児クラス以上の子どものうち、副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った子どもを除きます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。時間外保育をご利用の際は時間数に応じて費用を負担していただきます。

## (9) 提供する特定地域型保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労省 141）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、以下の保育その他適宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

(2) 当園の保育目標

・心身共に健やかな育成を図り、社会人としての基礎を作る。情操教育を高め、個性豊かで未来へ向かう前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばす保育を目指します。乳児は、個別に対応したきめの細かい生活保育を、幼児は、10の姿を目標に体験保育を中心とした就学前教育を行います。

(3) 当園の特色ある保育

・外部講師による英会話・体操教室・園内職員によるリトミック

(4) その他

・子育て支援・地域交流

### (10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・進級式
5月	内科検診
6月	歯科検診、保育参観・個別面談
7月	七夕、プール開き
8月	プール納め
9月	引渡し訓練
10月	運動会 秋の遠足
11月	内科健診
12月	クリスマス会
1月	お正月遊び
2月	節分・発表会
3月	卒園式

### (11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・2・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)</li><li>・保護者から退園の申出があったとき</li><li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li><li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li></ul>
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・登降園時の留意事項</li><li>・発熱時の対応</li><li>・園での与薬</li><li>・駐車場の利用について</li></ul>

### (12) 嘱託医

医療機関の名称	初石内科糖尿病クリニック
医院長名	富田 高臣
所在地	千葉県流山市西初石 3-100 森田ビル 2F
電話番号	04-7155-2074

### (13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	オーク歯科クリニック
医院長名	藤田 知久
所在地	千葉県流山市東深井 1113-103
電話番号	04-7136-2332

### (14) 緊急時における対応方法

<p>緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。 お預かりしている園児に病状急変等の園医又は、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて法人独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。</p>
---

#### 【管轄する消防署】

消防署名	流山市消防本部 北消防署
所在地	千葉県流山市美原2丁目139-1 流山市消防本部北消防署
電話番号	04-7152-0119

#### 【管轄する警察署】

警察署名	流山署 運河交番
所在地	千葉県流山市東深井
電話番号	047-153-3409

### (15) 非常災害対策

防火管理者	羽田 桂子
消防計画届出年月日	2024年6月11日
避難訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難場所	第1避難場所 園庭 広域避難場所 東深井中学校
緊急時の連絡手段	電話、コドモン、災害伝言ダイヤル

### (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	中田 由希子	主任
相談・苦情解決責任者	羽田 桂子	園長
第三者委員	三宅 佳代	TEL:073-436-4123 社会保険労務士
	中村 吉成	TEL:073-433-3305 (福)まこと鳴滝会 監事

#### 【要望・苦情等への対応方法】

窓口対応時間: 10:00~17:00 (平日) 電話番号: 04-7179-5317 F A X: 04-7179-5318 対応方法等: 意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。
---

### (17) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	施設・設備の構造上の欠陥・管理の不備による事故や保育中における不注意による事故での保障
保険金額	1事故につき最大 30,000,000 円

### (18) 個人情報の取り扱い

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

### (19) 連携施設

連携施設の名称	無
連携施設の種類	無
連携内容	無

### (20) 虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用